

津幡町告示第 83 号

令和 7 年度津幡町低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 9 月 16 日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

令和 7 年度津幡町低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 令和 7 年度津幡町低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）（以下「調整給付金（不足額給付分）」という。）は、令和 6 年度津幡町低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）（以下「調整給付金（当初給付分）」という。）の支給額に不足が生じる者等に対し、津幡町によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第 3 条 調整給付金（不足額給付分）の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、令和 7 年 1 月 1 日時点で津幡町に住所を有する者（津幡町の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者等を含む。）とする。ただし、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）上の非居住者並びに令和 6 年分所得税に係る合計所得金額及び令和 6 年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が 1,805 万円を超える者を除く。

(1) ア及びイに掲げる額の合計額（1 万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）がウに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

ア 3 万円に、その者の令和 6 年 12 月 31 日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に 1 を加えた数を乗じて得た額から、その者

の令和6年分所得税額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の規定がないものとした場合における令和6年分の所得税の額をいう。以下同じ）を差し引いた額

イ 1万円に、その者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年度分個人住民税所得割額（地方税法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。）を差し引いた額

ウ 調整給付金（当初給付分）の額（調整給付金（当初給付分）を辞退等した者にあつては、調整給付金（当初給付分）を辞退等していなければ受給していた額をいい、調整給付金（当初給付分）給付対象外であつた場合、0円とする。）

(2) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0円であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者

(3) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0円であり、地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者である者

(4) 前3号に掲げるもののほか、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年11月29日付け府地創第327号）に規定する「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する者

2 前項第1号アに掲げる額は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和7年度分個人住民税課税情報から推計した令和6年分所得税額から算定した額とすることができる。

3 第1項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。

4 第1項第2号及び第3号においては、次の各号に該当する者を除く。

(1) 令和6年分所得税額又は令和6年度個人住民税所得割額が0円でない者

(2) 調整給付金（当初給付分）の給付対象者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。）

(3) 令和5年度の住民税非課税世帯への給付（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。）若しくは均等割のみ課税世帯への給付又は令和6年度の新たに住民税非課税若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付の対象世帯の世帯主

又は世帯員

(支給額)

第4条 前条第1項第1号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、同号ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）から同号ウに掲げる額を差し引いた金額とする。ただし、令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号アを、令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号イを、それぞれ0円とする。また、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で津幡町に住所を有する者（津幡町の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、同号イを0円とする。

2 前条第1項第2号及び第3号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、原則として、4万円とする。ただし、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で津幡町に住所を有する者（津幡町の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、3万円とする。

3 前条第1項第4号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、原則として、4万円から所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除額、既に給付を受けた調整給付金（当初給付分）の額並びに前条第1項第1号の規定により支給される調整給付金（不足額給付分）の額（いずれも控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者として受けた額を含む。）を差し引いた額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）とする。

4 前条第1項第1号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金（不足額給付分）の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和7年6月2日とする。

5 事務処理基準日以降に生じた前条第1項第1号ア及びイに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金（不足額給付分）の金額に反映しないものとする。

(受給権者)

第5条 調整給付金（不足額給付分）の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

(支給の方式)

第6条 第3条第1項第1号に規定する者は、様式第1号の確認書（以下「確認書」という。）

を提出するものとする。ただし、令和7年1月1日時点で津幡町に住所を有する者（津幡町の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）で、津幡町から調整給付金（当初給付分）を受給していない者については、様式第2号の申請書を提出するものとする。

2 第3条第1項第2号、第3号又は第4号に規定する者は、様式第3号の申請書を提出するものとする。

3 確認書及び申請書（以下「確認書等」という。）の提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第4号及び第5号に掲げる方式は、確認書等の提出者（以下「提出者」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号から第3号までによる支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送方式 提出者が確認書等を郵送により津幡町に提出し、津幡町が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口方式 提出者が確認書等を津幡町の窓口に出し、津幡町が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 電子申請方式 提出者が確認書等を電子申請により津幡町に提出し、津幡町が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(4) 窓口現金受領方式 提出者が確認書等を郵送により、又は津幡町の窓口において津幡町に提出し、津幡町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(5) 現金書留送付方式 提出者が確認書等を郵送により、又は津幡町の窓口において津幡町に提出し、津幡町が現金書留等により現金を送付する方式

4 提出者は、確認書等の提出に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。

5 津幡町は、現住所が確認書等に記載する住所地と異なる者等から申出があったときは、該当の送付先に確認書等を送付するものとする。

（支給の申込み）

第7条 津幡町は、前条の規定にかかわらず、調整給付金（当初給付分）を支給した者又は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の特定公的給付に係る公金受取口座情報を取得できた者等であって、第3条に掲げる支給要件を満たすことを確認できる者に対し、様式第4号の支給のお知らせにより調整給付金（不足額給付分）の支給の申込みを行うことができる。

2 前項の申込みを受けた支給対象者は、支給の申込みを受けた際、様式第5号の届出書による受給の辞退又は様式第6号の届出書による登録口座の変更を申し出ることができる。

3 町長は、支給のお知らせに記載された期日までに前項の規定による申出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、調整給付金（不足額給付分）を支給する。

（代理による確認書等の提出等）

第8条 支給対象者に代わり、代理人として第6条の規定による確認書等の提出及び調整給付金（不足額給付分）の受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(2) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認める者

2 代理人が確認書等の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載しなければならない。

この場合において、津幡町は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 津幡町は、第1項第1号及び第2号の者にあつては、町長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（確認書等の提出の期限）

第9条 確認書等の提出受付開始日は、町長が別に定める日とする。

2 確認書等の提出期限は、令和7年10月31日とする。

（支給の決定）

第10条 町長は、第6条の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し調整給付金（不足額給付分）を支給する。

（調整給付金（不足額給付分）の支給等に関する周知等）

第11条 町長は、給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、確認書等の提出の方法、確認書等の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（確認書の提出等が行われなかった場合等の取扱い）

第12条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第9条第2項の提出期限までに確認書等の提出等が行われなかった場合、支給対象者が調整給付金（不足額給付分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第10条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、

津幡町が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第13条 町長は、偽りその他不正の手段により調整給付金（不足額給付分）の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金（不足額給付分）の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 調整給付金（不足額給付分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、令和7年6月2日から適用する。
- 2 この要綱は、令和8年1月31日限り、その効力を失う。ただし、給付金の返還に関する同要綱の規定は、同日後も、なおその効力を有するものとする。

裏面の「(1) 給付金の振込希望口座」に記入した口座の確認書類を貼付してください。

(1) 給付金の振込希望口座（要記入）

※必ずどちらか1つに油性ボールペンで記入してください。
※表面でコピーを貼り付けた振込先と同じものを記載してください。

金融機関コード	支店コード	口座番号 ※右詰めでお書きください	※カタカナで記載 口座名義 ※濁点(・) 半濁点(゜)は同じ1マス内に記載	
			セイ 左詰め	メイ 左詰め

※金融機関コード例）みずほ銀行→0001 、三井住友銀行→0009、不明な方は金融機関にご確認ください。

ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は※に記載	通帳番号 ※右詰めでご記入ください	※カタカナで記載 口座名義 ※濁点(・) 半濁点(゜)は同じ1マス内に記載	
			セイ 左詰め	メイ 左詰め
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	10 ※			

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りができない方は、窓口にお越しください。

(2) 名義が異なる（代理）申請をされる方

フリガナ	生年月日	住所
代理人氏名		
	西暦 年 月 日	
【委任事項】	☐ 申請 ☐ 申請及び受給 該当するものに ☒ を入れてください	定額減税補足給付金（不足額給付）について 代理人に委任します

必要事項を記載し、指定の返信用封筒にて

令和7年10月31日(金)(当日消印有効) までにご返送ください。

【お問い合わせ】
津幡町不足額給付コールセンター
☎0120-760-079 （受付時間 8:30-20:00（土・日・祝含む））

定額減税補足給付金(不足額給付)(※)申請書

※定額減税補足給付金(不足額給付)(以下「不足額給付金」という。)とは、令和6年に支給した定額減税を補足する給付金(調整給付)(以下「当初調整給付」という。)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

当初調整給付とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村
(令和7年度個人住民税の課税市区町村)

津幡町長 殿

市区町村
受付印

※本様式は、調整給付金(不足額給付金)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。
様式第1号(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年中に他の市区町村や海外から津幡町に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方で、下記の支給要件に該当する方が対象となります。具体的には以下の方が該当する可能性があります。
- ・令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方(例：令和6年所得が、令和5年所得よりも小さかった方)
 - ・令和6年中に扶養親族が増えた方(例：お子さまが出生された方)
- など

1. 申請者

(フリガナ)	生年月日	現住所
氏名		
	西暦	
	年 月 日	電話番号※ハイフンなし

【代理申請を行う場合】

申請者の委任を受けて、代理人の口座に振り込む場合は、下記を必ず記入してください。

■代理人の範囲

- ①同一世帯の親族の方
②別世帯の親族の方…申請者本人が登記されていないことの証明と申請者との親族関係を証明する書類が必要となります
③法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)…登記事項証明の写し等が必要となります

代理人	(フリガナ)	代理人生年月日	代理人現住所	
	代理人氏名			
		西暦		
		年 月 日	電話番号※ハイフンなし	
申請者との関係	上記の者を代理人と認め、定額減税補足給付金(不足額給付)申請書の提出・給付金の受給に関する権限について委任します。		申請者氏名	署名

2. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。) ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

ご自身の正しい口座名義(カナ・アルファベット)をよくご確認の上ご記入ください。

ゆうちょ銀行以外

金融機関コード	支店コード	口座番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください

ゆうちょ銀行

ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は ※欄にご記入ください	通帳番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 ※		

※金融機関の口座がない等、どうしても口座による受け取りができない方は、窓口にお越しください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(し)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、これに従い市区町村において算定した支給額が支給されます。市区町村における算定の結果、0円となった場合には定額減税補足給付金(不足額給付)は支給されません。

【支給要件】

I + II (合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。) - III > 0となる納税義務者

I 所得税分の所要額: 3万円 × 減税対象人数 ※1 - 令和6年分所得税額

※1 納税義務者本人 + 令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

II 個人住民税所得割分の所要額: 1万円 × 減税対象人数 ※2 - 令和6年度分個人住民税所得割額

※2 納税義務者本人 + 令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

III 定額減税調整給付金(当初調整給付分)の額

- ② 定額減税補足給付金(不足額給付)の支給要件の該当有無を審査するため、津幡町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 提出書類に記載されている以外に課税所得はありません。

提出書類

☐ 『定額減税補足給付金(不足額給付)申請書』(本書類) ※必要事項をご記入ください。

☐ 申請者(または代理人)の氏名など(表面)

☐ 振込口座(表面)

☐ 誓約・同意事項(裏面上部)

☐ 『調整給付金の支給確認書の写し(コピー)、支給決定通知書 など』

※令和6年に給付された調整給付金(当初給付分)の額がわかる資料をご用意ください。

受給要件に該当せず調整給付金(当初給付分)を受給していない等の理由により、上記資料をお持ちでない方は、令和6年度個人住民税分控除不足額等がわかる資料をご用意ください。

☐ 『令和6年度個人住民税の納税通知書 または 特別徴収税額通知書 などの写し(コピー)』

☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』

※給付額算出に必要な令和6年所得税額等や、令和6年分所得税分控除不足額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※申請者の運転免許証、健康保険証(資格確認書も可)、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を添付してください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を添付してください。

☐ 別世帯の親族であることを確認できる書類

※別世帯のご親族の方が代理申請する場合のみご注意ください。

☐ 『親族関係を証明する書類(発行後3か月以内の、戸籍謄本または住民票の写し)』

※戸籍謄本または住民票の写しは、ご本人と代理人の関係がわかるように(つながるように)取得してください。

☐ 法定代理人であることを確認できる書類

※法定代理人の方が代理申請する場合のみご注意ください。

☐ 『登記事項証明書』 ※未成年後見人の場合、未成年者本人の発行後3か月以内の戸籍謄本

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

電子申請、郵送、窓口提出の3種類の方法により行えます。



各方法の手続き期限は次のとおりです。

- ① 電子申請 : 令和7年10月31日(金) 当日中
右記の二次元コードをスマホなどで読み取り、画面に従って情報の入力をお願いします。
- ② 郵送 : 令和7年10月31日(金) 当日消印有効
- ③ 窓口提出 : 令和7年10月31日(金) 17時15分まで
必要事項を記載し、提出書類を添付の上、津幡町総務部企画課へ提出してください。

【貼り付け用紙】 ※コピーが不足・不明瞭な場合、給付金を支給することができませんので、ご注意ください。

本人（代理人）確認書類のコピーを貼り付けてください。

※※枠内に貼り付けをしてください※※

※運転免許証（裏面に記載があれば裏面も）、健康保険証、介護保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、パスポート等の写し（コピー）のいずれか1つを貼付
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類をどちらも貼付してください。

振込先金融機関口座がわかる書類のコピーを貼り付けてください。

※※枠内に貼り付けをしてください※※

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がはっきりと分かる、通帳やキャッシュカードの写しを貼付
「2. 振込口座」に記入した口座の確認書類を貼付してください。

定額減税補足給付金(不足額給付)(※)申請書

※定額減税補足給付金(不足額給付)(以下「不足額給付金」という。)とは、令和6年に支給し定額減税を補足する給付金(調整給付)(以下「当初調整給付」という。)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

当初調整給付とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(一定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村
(令和7年度個人住民税の課税市区町村)

津幡町長 殿

市区町村
受付印

【本様式での申請が可能な方】

●令和7年1月1日時点、津幡町に住民票があり、令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額がいずれも0円で当初調整給付の対象にもならなかった方、かつ、令和5年度もしくは令和6年度の方(非課税世帯(または均等割のみ世帯)向け給付の対象世帯主または世帯員に該当していない方であって、令和5年中及び令和6年中に以下のいずれかに該当する方。

- ・青色事業専従者 または 事業専従者の方
- ・合計所得金額が48万円超である方

1. 申請者

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	西暦 年 月 日	電話番号※ハイフンなし

【代理申請を行う場合】

本人の委任を受けて、代理人の口座に振り込む場合は、下記を必ず記入してください。

■代理人の範囲

- ①同一世帯の親族の方
- ②別世帯の親族の方…ご本人の登記されていないことの証明と本人との親族関係を証明する書類が必要となります
- ③法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)…登記事項証明の写し等が必要となります

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	代理人生年月日	代理人現住所
		西暦 年 月 日	電話番号※ハイフンなし
上記の者を代理人と認め、 定額減税補足給付金(不足額給付)申請書の提出・給付金の受給 に関する権限について委任します。			署名 本人氏名

2. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

ご自身の正しい口座名義(カナ・アルファベット)をよくご確認の上ご記入ください。

■ ゆうちょ銀行以外

金融機関コード	支店コード	口座番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください

■ ゆうちょ銀行

ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は ※欄にご記入ください	通帳番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開きを上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 ※		

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りができない方は、窓口にお越しください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(し)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円(※)が支給されます。市区町村における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には不足額給付金は支給されません。
※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び当初調整給付の支給対象とならなかった
- 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者または同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び当初調整給付の支給対象とならなかった

- ② 以下のいずれにも該当しません。
- ・令和6年度に実施された定額減税の対象であった
 - ・令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付の対象(世帯主・世帯員)であった
 - ・令和6年度に実施された当初調整給付を本人分または扶養親族等分として受給対象であった
- ③ 不足額給付金の支給要件の該当有無を審査するため、津幡町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ 提出書類に記載されている以外に課税所得はありません。
- ⑥ 給付種類の異なる給付金を受給している場合、支給要件に該当しなくなる給付金を返還します。

提出書類

- ☐ 『不足額給付金 申請書』(本書類) ※必要事項をご記入ください。
- ☐ 申請者(または代理人)の氏名など(表面)
 - ☐ 振込口座(表面)
 - ☐ 誓約・同意事項(裏面上部)
- ☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』
※ 受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。
※確定申告書の写しは、税務署が受付したことがわかるもの(申告書等送信票、税務署窓口で受領するリーフレット等)をご用意ください。
- ☐ 『事業主の該当年分所得税確定申告書の写し(コピー)』
※青色事業専従者または事業専従者の方のみをご用意ください。
- ☐ 『令和6年度個人住民税の納税通知書または課税証明書の写し(コピー)』
※受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ 『住民票の写し』
- ☐ 『世帯員全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の課税証明書の写し(コピー)』
- これら3つの書類は、令和6年に当町に転入された方のみをご用意ください。
- ☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※申請者の運転免許証、健康保険証(資格確認書可)、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を同封してください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を同封してください。

【以下は該当する場合に添付が必要となります】

- ☐ 給付種類の異なる、支給要件を満たさない給付金を受給している場合のみ添付が必要です。
- ☐ 給付種類の異なる、支給要件を満たさない給付金を返還したことの証明書(領収書)
- ☐ 別世帯のご親族の方が代理申請する場合のみ添付が必要です。
- ☐ 申請者本人が『登記されていないことの証明書』
 - ☐ 『親族関係を証明する書類(戸籍謄本または住民票)』
※戸籍謄本または住民票は、発行後3か月以内のものを添付してください。
※戸籍謄本または住民票は、ご本人と代理人の関係がわかるように(つながるように)取得してください。
- ☐ 法定代理人の方が代理申請する場合のみ添付が必要です。
- ☐ 『登記事項証明書』
※未成年後見人の場合は、未成年本人の戸籍謄本(正本)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

■ 申請方法

電子申請、郵送、窓口提出の3種類の方法により行えます。



各方法の手続き期限は次のとおりです。

- ① 電子申請 : 令和7年10月31日(金) 当日中
右記の二次元コードをスマホなどで読み取り、画面に従って情報の入力をお願いします。
- ② 郵送 : 令和7年10月31日(金) 当日消印有効
- ③ 窓口提出 : 令和7年10月31日(金) 17時15分まで
必要事項を記載し、提出書類を添付の上、津幡町総務部企画課へ提出してください。

【貼り付け用紙】 ※コピーが不足・不明瞭な場合、給付金を支給することができませんので、ご注意ください。

本人（代理人）確認書類のコピーを貼り付けてください。

※※枠内に貼り付けをしてください※※

※運転免許証（裏面に記載があれば裏面も）、健康保険証、介護保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、パスポート等の写し（コピー）のいずれか1つを貼付
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類をどちらも貼付してください。

振込先金融機関口座がわかる書類のコピーを貼り付けてください。

※※枠内に貼り付けをしてください※※

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がはっきりと分かる、通帳やキャッシュカードの写しを貼付
「2. 振込口座」に記入した口座の確認書類を貼付してください。

津幡町長 矢田 富郎
(公印省略)

給付金は、マイナンバーカードに紐づけて登録された「公金受取口座」がある方は同口座へ、登録がない方は昨年度ご指定口座へお振込みいたします。

支給方法
支給日
支給口座
支給額

令和6年分所得税分の 控除不足額(①) 円	令和6年度分住民税 所得割分の控除不足額(②) 円	控除不足額 計 (③) (① + ②) 円
		↓
		令和7年の所要額(④) (上記③を1万円単位に切上げ) 円
令和7年の 所要額(④) 円	当初調整給付支給額 (昨年支給分) 円	不足額給付支給額 (今回支給分) 円

なお、下記のいずれかに該当する場合は、令和7年 月 日（ ）正午までに下記コールセンターまでご連絡ください。ご連絡がない場合は支給内容、支給に同意したものとみなします。

- 本給付金を受給しない場合（別途、書面での手続きが必要です。）
○振込口座を変更する場合（別途、書面または下記二次元コードから電子申請の手続きが必要です。）
○各数値について重大な相違を認める場合

あなたのID :	二次元
パスワード :	コード

1	二次元コードをスマホなどで読み取り、電子申請画面を開く
2	入力画面に「あなたのID」「パスワード」「メールアドレス」を入力し、送信する
3	メールが届くので、メール本文に記載のURLからページを開く
4	振込口座変更申請に必要な情報を入力・添付する
5	振込口座変更申請完了 給付までお待ちください

【お問い合わせ】津幡町不足額給付コールセンター 0120-760-079（受付時間 8:30 - 20:00（土日祝含））

定額減税補足給付金(不足額給付)受給辞退の届出書

津幡町長



1. 私は、「定額減税補足給付金(不足額給付)」の受給について辞退することを、ここに届け出ます。
2. 本届出により、「定額減税補足給付金(不足額給付)」の受給を辞退する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____

届出者連絡先 () _____

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、
介護保険証、パスポート等の写し(いずれか1つ)

定額減税補足給付金(不足額給付)支給口座登録等の届出書

津幡町長

市区町村
受付印

1. 私は、下欄の事項に誓約・同意の上、「定額減税補足給付金(不足額給付)」の支給を希望する口座情報を、ここに届け出ます。

令和 年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先 ()

2. 新規振込先指定口座(原則、1. の届出者本人名義の口座に限る。)

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください。)

【受取口座記入欄】

金融機関名			支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連			本・支店 本・支所 出張所	1.普通		※「1.届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
				2.当座		
金融機関コード			支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」「通帳見開き下部に記載」をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- ☐ 市区町村が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和〇年〇月〇日までに、市区町村が届出者に連絡・確認できない場合に定額減税補足給付金(不足額給付)が支給されないことに同意します。

提出書類

- ☐ 『定額減税補足給付金(不足額給付)支給口座登録等の届出書』(本書)

※必要事項をご記入ください。

- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

- ☐ 『届出者本人確認書類の写し(コピー)』

※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

本人確認書類等貼付用紙

本人確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し(コピー)(いずれか1つ)

振込先金融機関口座確認書類

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

公金受取口座 未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に公金受取口座を登録いただけます。
登録は給付金の支給要件ではありません。「**公金受取口座**」の概要及び登録はこちら



(公金受取口座制度とは)
国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付等が不要になります。